



ありがとう

田原小学校1年

井上愛椛

おかあさんのおてつだいをしているよ。

しよつきあらい、せんたくものたため、おさらのかたづけ、まいにちしているよ。

このまえは、しよつきあらいをしたよ。あらいおわつたら、おかあさんが、

「ありがとう。」

つていつてくれたよ。おかあさんはにっこりしていたよ。

おかあさんのかおをみると、すごくうれしくなつたよ。もうおかあさんとはなれたくないなあとおもつたよ。

おかあさんがおばあちゃんになるまでいっしょにいたいなあとおもつたよ。



福崎小学校5年 藤後秀輔



田原小学校5年 坂田大桔



福崎西中学校3年 羽室美彩妃



福崎東中学校2年 釜田光華

手話

高岡小学校2年

森本瑛音

今日、ふくし体けんのじゆぎょうで、手話をべんきょうしました。安達さんが教えてくださいました。

はじめに、カードにのつていれる絵をジエスチャーで安達さんにつたえました。きょ年ならつた手話もあつたけど、わすれてしまつたものもありました。ぼくは、「ひこうき」と「バナナ」と「サル」のジエスチャーができて、安達さんにつたわりました。「かめ」と「かえる」、「青色」、「いっしょにあそぼつ」の手話は知らなかつたけど、教えてもら

つて知れたのでよかつたです。つぎは、いろんな手話をもつと知りたいと思いました。

つぎに、「さんぽ」というきょくを手話をつけて歌いました。きょ年は少ししかできなかつたけど、今年は一ばん目のと中まで手話をつかつてできました。七月四日にことねさんと会う時に手話で話そうと思つたので、今のうちにおぼえようとがんばりました。さいごに、「ありがとう」と「さようなら」の手話を教えてもらつて、手話であいさつをしました。

たくさん手話を教えてもらつてうれしかつたし、楽しかつたです。耳が聞こえない人は、大変だなと思いました。すぐくどりよくしなないといけ

ないんだなと思ひました。きょ年とくらべると、今年はともうまくなつたと思ひました。はやく三年生になつて、また手話をしたいです。楽しみです。

人権標語

考えて！ 自分がされたら嫌じゃない？
福崎小学校6年 花房美有

助け合い 心の中に
明かりをともしよう
八千種小学校6年 井上泰一

する人も 見て見ぬふりも
同じこと
福崎東中学校2年 白石大騎

大丈夫？ その一言が
すくいの手
福崎西中学校3年 筒井杏有

人権相談について

毎月第3水曜日、午前10時から午後3時まで、サルビア会館で人権相談を受けています。

いじめや差別などの人権侵害に関することでお困りの方は、お気軽にご相談ください。

住民生活課（内線374）



第42回
遠野市産業まつり

町長 橋本省三

10月8日に友好都市提携を結んでいる岩手県遠野市の産業まつりに招かれ、本町の特産品であるもち麦の宣伝・販売を兼ねて見聞を広めてきました。

福崎町が柳田國男先生の生誕の地であることは、遠野市職員のみならず多くの市民の方がご存知でした。遠野市における柳田國男先生の評価は単に「遠野物語」の著者であるというだけでなく、『遠野』というまちが全国に知られる

きっかけを作った人物であると捉え、顕彰されています。本町でも、先生の生誕の地として國男先生ほかご兄弟の業績をもっと顕彰しなければとの思いを強くしました。

福崎秋まつりには、遠野市の本町市長様をはじめ、特産品の販売、消防団ラッパ隊にご参加いただき、花を添えていただきました。今後モ文化・教育・観光等の交流を通して友好を深めていきたいと思っています。

11月中旬には29年度予算に対する指示会議を開きます。景気対策などの国の動向や県の行革の取り組みを注視しながらまちづくりを励んでまいります。



企画財政課長
吉田利彦

地域活性化の取り組みとして、「地方創生」が叫ばれている中、企画財政課では、地方創生に関することをはじめ、町行政の総合調整、統計、予算編成、町債、財産管理、入札、情報管理などの業務を担当しています。

役場職員の紹介 第6回

町民の皆様と接する機会は少ないですが、松下幸之助さんの座右の銘「勇気に満ちて日に新たな活動を続けるかぎり青春は永遠にその人のものである」とのように、身体に年をとらせても心に年を取らせぬよう「活力にあふれ、風格ある、住みよいまち」に住んで、学んで、働いて未来につながる福崎への実現に向けて、課の仲間たちと一丸となって取り組んでまいります。

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が発行されます

～ 年末調整・確定申告まで大切に保管を～

国民年金保険料は、社会保険料控除の対象となります。社会保険料控除を受けるためには、所得税・住民税の申告時に、納付したことを証明する書類の添付が必要です。対象は、その年の1月～12月の間に納付した保険料です。

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」の送付時期

1月1日～9月30日の間に保険料を納付された方

11月上旬

10月1日～12月31日の間に今年初めて保険料を納付された方
翌年の2月上旬

ご家族の国民年金保険料を納付された場合も、ご本人の社会保険料控除の対象となります。年末調整や確定申告の際には必ずこの証明書(又は領収書)を添付してください。

【問い合わせ先】

ねんきん加入者ダイヤル ☎0570-003-004(ナビダイヤル)

受付期間 H28.11.1(火)～H29.3.15(水)

受付時間 月～金曜日8:30～19:00

第2土曜日9:00～19:00

祝日(第2土曜日を除く)、12/29～1/3は除く

姫路年金事務所による 年金出張相談開催

日時 12月15日(木)
10:00～15:00

場所 サルビア会館(2階)
講義室

対象者 福崎町に住民票がある方
持参物

・年金手帳

・年金証書

・認印

相談内容により必要な

書類

代理人の場合は、委任

状と代理人の本人確認

書類(免許証など)

相談には事前予約が必要です

申込方法 住民生活課(内線374)

までお電話ください。

土・日・祝日を除く

申込期限 12月2日(金)まで



生活科学 センター だより

「不要品を買い取る」
おいしい話にはご用心！

〔相談〕

新聞折込に不要になった衣類等ごみ袋一袋分を千円で買い取るとチラシにあり、少しでも買い取ってもらえるならと思い業者に電話した。窓口の女性から「アクセサリーなど貴金属も高額買取する」と言われたので訪問を承諾したが、どんな業者かわからないやめておいた方がいいか。

(70歳代女性)

〔処理〕

不要になった衣類や家電商品などを買い取ると広告等があっても、実は不要品は買い取らず、アクセサリーなどの貴金属を買い取る訪問買取のトラブルが多いことを説明し、注意するよう助言しました。業者が訪問したら、きつぱり

と断るよう、困った時は再度相談するよう伝えました。

〔アドバイス〕

自宅にある不要品の整理整頓に困っている人は少なくありません。そういった時に、「不要品でも買い取る」「無料で引き取る」と広告や勧誘があれば、依頼しようか悩む方もあるでしょう。

リサイクルショップのように不要品を買い取る場合は、古物営業法の許可が必要になります。許可の有無に関わらず、業者が訪問する時に貴金属はないかとしつこく勧誘したり、買い取りするよう迫る場合があるので要注意です。訪問者は窓口の優しそうな女性でなく、強面の男性との報告もありますので、訪問の承諾は慎重にしましょう。もし、貴金属を売った場合でも、8日以内であればクーリング・オフ(無条件解約)をすることが出来ます。また、売った貴金属は8日間業者に引き渡すことなく手元におくことが出来ます。



ハイ！
神崎郡消費生活
中核センター
相談員です

多重債務者無料相談会

日時 12月10日(土) 13:30～16:30
場所 姫路職員福利センター(姫路総合庁舎敷地内)
面談方法 面接相談(事前予約制)
予約・問い合わせ先
兵庫県中播磨消費生活創造センター ☎079-281-6023
(月～金曜日 9:00～12:00、13:00～17:30受付)

不要品を処分する際は、町のルールに従ってください。廃棄を依頼する場合は、廃棄物処理業者として登録された業者に依頼しましょう。対応がわからない時、困った時は消費生活センターに相談してください。

消費生活の相談や問い合わせ、苦情は、神崎郡消費生活中核センターへ
(☎22・4977)

秘密厳守 相談は無料
相談日時 火・金曜日 9時～16時
(月曜日は休館日)

全国一斉

「女性の人権ホットライン」強化週間



相談無料・秘密厳守

夫やパートナーからの暴力やセクシャル・ハラスメントなど、女性をめぐるさまざまな人権問題について電話相談に応じます。

日時
○11月14日(月)～18日(金) 8:30～19:00
○11月19日(土)・20日(日) 10:00～17:00
相談電話番号
0570-070-810(全国共通ナビダイヤル)
担当者 人権擁護委員 法務局職員
相談方法 電話相談のみ
問い合わせ先 神戸地方法務局 人権擁護課
☎078-392-1821(内線345)

秋季全国火災予防運動

11月9日(水)～15日(火)

『消しましょう その火その時 その場所で』

3つの習慣	寝たばこは絶対やめる。 ストーブは燃えやすいものから離れた位置で使用する。 ガスこんろなどのそばを離れる時は必ず火を消す。
4つの対策	逃げ遅れを防ぐために住宅用火災警報器を設置する。 寝具・衣類・カーテンからの火災を防ぐために防炎品を使用する。 火災を小さいうちに消すために住宅用消火器等を設置する。 お年寄りや身体の不自由な人を守るために隣近所の協力体制をつくる。

中播消防署・姫路市消防局予防課

国民健康保険加入のみなさんへ 新しい被保険者証を送付します

新しい被保険者証を11月下旬に簡易書留で世帯ごとにお送りします。

現在お持ちの証は11月30日で使用できなくなります。12月以降に医療機関等にかかられるときは、必ず新しい証を提示してください。

健康保険が変わったときは必ず届出を！

社会保険等を脱退して国民健康保険に加入する場合
退職、会社の保険の扶養をはずれたとき
社会保険等に加入して国民健康保険を脱退する場合
就職、会社の保険の扶養になったとき

保険税は必ず期限内に納めてください

病院など保険医療機関にかかったときの医療費は、医療機関の窓口で支払う自己負担金のほか、国や県からの補助金やみなさんから納めていた保険税で賄われています。必ず期限内に納めてください。
* 保険税を滞納すると、有効保険税を滞納すると、有効

こんなときも給付があります 〜移送費がかかったとき〜

期限が短い被保険者証を交付することがあります。
* 納付が困難なときはご相談を災害などのやむを得ない理由により納付が困難なときは早めに相談してください。減額や免除を受けられる場合があります。

医師の指示により、やむを得ず重病人の入院や転院などの移送に費用がかかったとき、申請して認められると、移送に要した費用が支給されます。要件
・療養することとなった原因の病気やケガにより移動が困難であること
・医師の指示により一時的・緊急的に移送が必要であること
医師の意見書が必要です。

柔道整復師(接骨院等)による施術を受ける方へ

接骨院等で施術を受ける場合、健康保険の対象となる場合とならない場合があります。単なる肉体疲労や肩こりなどは対象とならず、全額自己負担になりますのでご注意ください。

健康保険が使える場合

打撲・捻挫・骨折・脱臼など

医師の同意が必要です

健康保険が使えない場合

- ・日常生活のなかの疲れや肩こり・体調不良など
- ・他の医療機関で治療中の部位について同じ時期に施術を受ける場合
- ・あんま・マッサージの代替りの利用

施術を受ける場合、「療養費支給申請書」に署名をしなければなりません。負傷原因、傷病名などに誤りがないか確認をしてから署名してください。

施術の受け方を正しく理解することで、医療費の適正化、保険税の上昇抑制にもつながります。

なお、柔道整復師にかかった方に、負傷の原因や施術内容等について照会をさせていただく場合があります。

健康福祉課 国保医療係 (内線355・356)

特定疾病患者の方へ

原因が不明で治療方法が確立していない特定疾病にかかっている方に対し、見舞金を支給しています。

対象者
兵庫県から「特定医療費(指定難病)受給者証」または「特定医療費(小児慢性)受給者証」(12月1日時点で

有効期間内のもの)の交付を受けている方
申請に必要なもの
受給者証
印鑑
振込先口座を確認できるもの(通帳など)
受付期間
12月1日(木)～26日(月)
問い合わせ先
健康福祉課(内線351)

- 問い合わせ先
- ・保険の資格に関すること
健康福祉課 国保医療係
(内線355・356)
 - ・保険税に関すること
税務課 国保税係
(内線342)



水道メーター取替えのお知らせ

福崎町では、計量法に基づき、有効期限を迎える水道メーターを交換しています。

期間中、福崎町指定給水装置工事事業者が対象となるご家庭へ伺いますので、ご理解とご協力をお願いします。

対象地区 田口、板坂、桜、長野

作業期間 11月15日(火)~28日(月)

上下水道課(内線385)

就学時健康診断のお知らせ

平成29年4月に小学校へ入学予定のお子さんを対象に、就学時健康診断を実施します。

該当するお子さんの保護者あてに、健診の通知を送付していますので、通知のあった実施日に、入学予定の小学校で受診してください。

学校教育課(内線252)

『本人通知制度』事前登録のご案内

本人通知制度は、住民票の写しや戸籍謄本などを代理人や第三者に交付した場合に、交付したことを本人に通知する制度で、事前に住民登録や本籍がある市区町村での登録が必要です。

この制度により、不正請求の抑止や不正取得による個人の権利の侵害防止の効果が期待できます。

詳しくは町民窓口係までお問い合わせください。

住民生活課 町民窓口係(内線375・376)

給食センター 調理アルバイトを募集!



給食センターで、調理アルバイトとして勤務できる方のアルバイト登録を受け付けています。
勤務内容 学校給食業務にかかる調理・洗浄作業等の補助業務

時給 860円

勤務時間 週19時間45分(週2~3日)

問い合わせ先

登録について 総務課(内線222)

勤務条件について 給食センター

(☎22-0710)

便利な暮らし、よりよい社会へ!

マイナンバー制度3つの目的

公平・公正な社会の基盤として、将来の世代に社会保障を引き継ぐために導入します。

1. 国民の利便性の向上.....面倒な行政手続きが簡単になります。
2. 行政の効率化.....行政手続きが、ムダなく正確になります。
3. 公平・公正な社会の実現.....給付金などの不正受給を防止します。



マイナンバーの利用シーン

学生

- 奨学金の申請時に貸与元の機関へ
- アルバイトを始める時にバイト先へ

就職

- 源泉徴収票の作成や雇用保険などの手続きで勤務先へ
- 税の確定申告などの時に税務署へ

結婚・子育て

- 児童手当や出産育児一時金などの申請時に市区町村や健康保険組合へ
- パートを始める時にパート先へ

退職後など

- 福祉や介護の手続きで市区町村へ
- 資産運用の手続きで銀行や証券会社へ

他にもいろいろ!

こんなときにもマイナンバー

雇用保険の失業等給付の手続きでハローワークへ

災害時の支援制度を利用する時に市区町村へ
生命保険、損害保険、共済の受取時に保険会社や組合へ

国外送金や国外から受金する時に銀行や郵便局へ

年金給付の手続きに日本年金機構へ

日本年金機構へのマイナンバー利用開始は延期されています。

一生使うものだから大切に

(住民生活課)